

奈良市公告第140号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和7年7月14日

奈良市長 仲川 元庸

1. 入札に付する事項

- (1) 入札名 住基端末・統合端末機器等導入事業に係る一般競争入札
- (2) 設置場所 奈良市役所 本庁舎
- (3) 契約期間 令和8年1月1日から令和12年7月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 業務概要 端末機器等仕様書のとおり

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年度に本市の物品購入等入札参加資格者であり、公告日において次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び市区町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る））を滞納していないこと。
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に掲げる暴力団、同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマーク付与認定、又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証を受けていること。
- (7) 過去2年間に、本市又は国・地方公共団体等他の官公庁（公社、公団を含む。）に対して、本事業と同等程度のシステムの納入実績が2件以上あること。

3. 入札保証金に関する事項

入札保証金は、奈良市契約規則第4条第2項第2号の規定に基づき免除する。

4. 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 配付期間 公告日以降から令和7年7月28日(月)まで(奈良市の休日を定める条

例（平成元年奈良市条例第3号）で規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

- (2) 配布場所 奈良市市民部市民課（紙媒体での配布）
掲載場所 奈良市公式ホームページ内（ダウンロード可）

5. 入札参加申請

この入札に参加する事業者は、次のとおり申請すること。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申請書

イ 「入札参加承認（不承認）書」 郵送用の返信用封筒（切手付き）

ウ 会社概要※様式は自由。パンフレットでも可。

エ 業務体制表（任意様式）

※体制表には以下の役割が明確になるように記載すること。

- 機器を納入する事業者（「納入事業者」）
- システムの構築を行う事業者（「構築事業者」）
- システムの保守を行う事業者（「保守事業者」）

オ 業務実績調書

※「納入事業者」「構築事業者」「保守事業者」について、事業者毎に「業務実績調書」を提出することとし、本市又は地方公共団体等の官公庁（公社・公団を含む）に対しての納入実績が2件以上あることを確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

カ 保守連絡体制表（様式自由）

キ 第三者認証を受けていることを証明する書類

※入札公告日において、「納入事業者」「構築事業者」「保守事業者」が次の証明を受けていること。

- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマーク付与認定又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証

(2) 提出部数

各1部

(3) 入札参加申請方法

公告日以降から令和7年7月28日(月)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)に、上記「(1) 提出書類」の書類一式を「11. 入札に関する問合せ先」に記載の住所へ直接持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、書留等の配達記録が残る方法にて、提出期限内に必着とし、「11. 入札に関する問合せ先」に記載の電話番号へ到達確認の連絡を行うこと。

※受付期間内に申込書等を提出しなかった者は、この入札に参加できない。

※電子メール・電文（ファクシミリ等）での提出は認めない。

(4) 入札参加承認

入札参加申請を行った者について、令和7年7月30日(水)に通知する。なお、

後に入札参加不適合要件が判明した場合は、この入札に参加できない。

(5) 入札を辞退する場合

一般競争入札参加申請書を提出したもので、本入札に参加しないことになった場合は、入札日までに入札辞退届を提出すること。

6. 仕様書等の質疑に関する事項

仕様書等に対する質疑がある場合は、次に従い、電子メールにより所定の様式で提出すること。ただし、入札後に不知又は不明を理由とする異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期間

令和7年7月18日(金)の午後4時まで

(2) 送付先メールアドレス

shimin@city.nara.lg.jp

(3) 受付方法

質問書を使用し、電子メールにて提出すること。

また、電子メールの件名には「【一般競争入札質問書】住基端末・統合端末機器等導入事業」と記載すること。郵送、電話及びFAX等による問い合わせは受け付けない。

(4) 電子メール送付後、「11. 入札に関する問合せ先」に記載の電話番号へ到達確認の連絡を行うこと。

(5) 質問回答期日

質問書に対する回答は、令和7年7月23日(水)に奈良市公式ホームページに掲載予定とする。

7. 入開札の場所及び日時

(1) 場所 奈良市役所 入札室

(2) 日時 令和7年8月6日(水) 午後3時00分

入札締切後、直ちに開札する。

8. 入札に関する事項

(1) この入札は、奈良市契約規則及び法令に定めるものの他、この条件の定めるところによる。

(2) 入札の方法は持参入札とする。入札書に必要事項を記載し、封筒に入れて封印（ゼロハンテープ不可）し、封筒中央に「入札書」の文字、件名、封筒裏面に業者名を記入すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、月額賃貸借料とし、事業に係るすべての費用を含むものとする。

- (4) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず委任状を提出すること。提出のない場合は入札できないものとする。
- (5) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。
- (6) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札失効後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。
- (7) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (8) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者をもって落札者とする。落札者となるべき同一の価格の入札者が 2 名以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行う。再度入札は 1 回を限度とする
- (9) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）
 - ウ 入札書に署名又は記名押印のない入札
 - エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - オ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
 - カ 入札金額を訂正した入札
 - キ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
 - ク 入札書の日付が入開札日でない入札
 - ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(10) 注意事項

入札金額については、ライセンスなどの購入物品に関する申請手続き、機器の保守に係る費用など本契約に係る一切の費用を含めた金額で入札すること。

9. 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第 10 条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10. その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によるものとする。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。
- (3) 本入札資料を通じて知りえた情報は、本入札参加以外の目的では使用しないこと。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出書類は本入札にのみ使用し、他の目的には使用しない。

11. 入札に関する問合せ先

奈良市 市民部 市民課

住所：奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-1111（代表）

0742-34-4730（直通）

内線：2614（住民窓口係）